

# 日本国民のパーソナルアーカイブ構想

村上 晴美

大阪市立大学大学院創造都市研究科

個人の生きた記録や個人の作成したデータは、身内、親しい知人、子孫、そして後世の人間にとって貴重なデータとなりうるが、これらを永久保存する国家的なしくみは現状では存在しない。本稿では、個人の生きた記録と個人の作成したデータを永久保存する国家的なしくみである「日本国民のパーソナルアーカイブ」構想を提案した。本構想では、日本国籍を持つ個人が登録したいデジタルデータを登録できる。

## A Concept for Personal Archive of Japanese Citizens

MURAKAMI Harumi

Graduate School for Creative Cities, Osaka City University

The records of a person's life and the data created by a person can provide a precious resource to relatives, friends, descendants, and others in future eras. However, no existing comprehensive system can preserve these data permanently. In this paper, I proposed the concept of the "Personal Archive of Japanese Citizens." In this system, persons who have Japanese nationality can record the digital data they want to keep as permanent records of their lives.

### 1 はじめに

個人の生きた記録や個人の作成したデータは、身内、親しい知人、子孫、そして後世の人間にとって貴重なデータとなりうるが、これらを永久保存する社会的なしくみは現状では存在しない。

日本国による類似のしくみの例をあげてみよう。個人の生きた記録に関しては、国民の身分関係を登録する戸籍が存在するが、除籍簿の保存期間は 80 年である[1]。個人の作成したデータに関しては、国内の出版物を収集する国立国会図書館の納本制度[2]があるが、頒布を目的として出版されたものしか保存されない。出版の形をとらない記録や、対象者を限定する遺言等は制度の範囲外である。国立国会図書館の実験的インターネット資源選択的保存事業 WARP では収集する Web ページが限定されており、個人のページは対象外である[3]。他の国家的なしくみとしては、図書館、公文書や博物館等で、広く多数の人に貴重な資料を保存している。しかしそこには一定の基準が存在し、他者の評価に関わらず個人が残したいデータを保存するしくみはない。

国家によらないしくみの例をみてみよう。寺院には檀家の人の人名や死亡年月日を記録する過去帳がある。民間企業や NPO 等において

は、遺言保存、自分史保存、HP 保存等の各種サービスがある。これらは、個人の生きた記録でもあり、個人の作成したデータでもあると言える。しかしこれらは、網羅的なサービスではなく、また、その運営母体が消失した場合データも消失する可能性がある。

このような現状を鑑み、個人の生きた記録や個人の作成したデータを永久保存する国家的サービスが必要ではないか、と筆者は考えている。

身内や親しい知人にとっては、思い出やメッセージを受け継ぐために、子孫にとっては先祖のことを知るために、後世の人間にとっては歴史的な資料として利用するために、貴重なデータとなりうる。また、個人にとっては、先祖から子孫につながる自己の存在を確認でき、出版よりも気軽に後世にメッセージを残すことができる。これらは消滅の恐怖を減じるための癒しの効果もあるだろう。

本研究は、個人の生きた記録や個人の作成したデータを永久保存する国家的なしくみが必要である、という前提にたち[4]、そのようなしくみを検討するものである。

個人の生きた記録と個人の作成したデータを永久保存するシステムをここでは仮に「日本国民のパーソナルアーカイブ」と呼ぶ。個人の

範囲は日本国籍を有する人（以下、日本国民）とする[5]。アナログまたはデジタルなアーカイブが考えられるが、今回は、どこからでもアクセスの容易なデジタルなアーカイブについて検討する。内容については原則として不問、すなわち、個人が登録したいデータを登録できるものとする。ただし、無制限に登録することは困難であるため、データサイズで制限するものとする。まとめると、本稿で提案する日本国民のパーソナルアーカイブのコンセプトは、日本国籍を持つ個人が、個人の登録したいデジタルデータを登録する、ということになる。

本構想の実現については、技術的な課題のみならず、法改正や新しい法律の作成が必要である。本稿では、できる限り現在の法律（特に戸籍法）を参考にしながら、考えるところを述べてみたい。

## 2 システム概要

### 2.1 概要と構成

システムは、個人基本データベースと個人作成データベースから構成される。図1にシステム構成を示す。

個人基本データベースには、氏名、性別、生年月日等の、日本国民に関する基本的なデータ（個人基本データと呼ぶ）が登録される。出生あるいは日本国籍取得時に個人IDが付与され[6]、個人基本データが作成される。

個人作成データベースには、個人IDを持つ日本国民[7]が作成したデータ（個人作成データと呼ぶ）を登録できる。個人作成データベースには原則として誰でもアクセスでき、公開されているデータを検索できる。

個人基本データベースを戸籍と連携させることにより、個人基本データベースにおける続柄を用いた検索や、個人作成データベースにおける公開対象者や期間の設定等が可能となる。

以下では、データの取り扱いを中心に説明する。

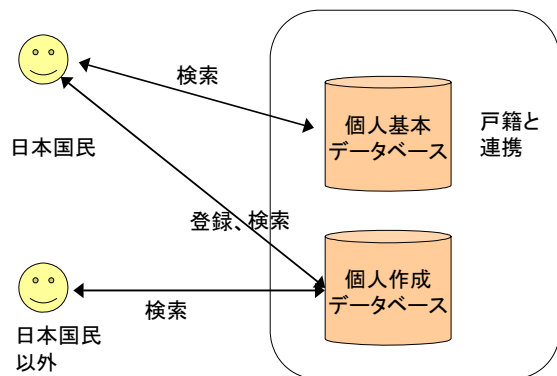


図1: システム構成

表1: 個人基本データベース項目

| 種類           | 種別     | 備考     |
|--------------|--------|--------|
| 個人ID         | 必須     |        |
| 氏            | 必須     |        |
| 氏の名みかた       | 必須     |        |
| 名            | 必須     |        |
| 名の名みかた       | 必須     |        |
| 性別           | 必須     |        |
| 生年月日         | 必須     |        |
| 出生地          | 必須     |        |
| 本籍地          | 必須     |        |
| 日本国籍を取得した年月日 |        | 帰化等の場合 |
| 没年月日         | どちらか必須 | 死亡の場合  |
| 日本国籍を喪失した年月日 |        | 帰化等の場合 |
| 父ID          |        |        |
| 母ID          |        |        |
| 父氏名          |        | 外国人の場合 |
| 母氏名          |        | 外国人の場合 |
| * 養子縁組年月日    |        |        |
| 養父ID         |        |        |
| 養母ID         |        |        |
| 養子ID         |        |        |
| 養子氏名         |        | 外国人の場合 |
| * 養子縁組解消年月日  |        |        |
| 養父ID         |        |        |
| 養母ID         |        |        |
| 養子ID         |        |        |
| 養子氏名         |        | 外国人の場合 |
| * 婚姻年月日      |        |        |
| 配偶者ID        |        |        |
| 配偶者氏名        |        | 外国人の場合 |
| * 婚姻解消年月日    |        |        |
| 配偶者ID        |        |        |
| 配偶者氏名        |        | 外国人の場合 |
| * 子出生年月日     |        |        |
| 子ID          |        |        |
| 子氏名          |        | 外国人の場合 |

### 2.2 個人基本データベース項目

表1に個人基本データベース項目を示す。個人ID以外は、戸籍を参考にして設計した[8]。ただし家族単位ではなく個人単位とする等、すべてを戸籍に準拠したわけではない[9]。

必須データ項目は、個人ID、氏、氏の名みかた、名、名の名みかた、性別、生年月日、出生地、本籍地とする。どちらか一つ必須の項目として「没年月日あるいは日本国籍を喪失した日」がある。上記以外は必須ではない。

他人との間に身分関係が発生する場合には、日本国民の場合には個人IDを記し、外国人の場合には氏名を記す[10]。

先頭に「\*」がついた項目は複数発生する可能性がある。

## 2.3 個人基本データ登録

出生、帰化、日本国籍取得等、日本国民となった場合に個人 ID が付与され、個人基本データが登録される。

婚姻、婚姻解消、養子縁組、養子縁組解消、死亡、帰化等の場合に内容が更新される。

登録対象者は一定時期以降に出生等の者とするが、戸籍簿、除籍簿からの遡及入力も検討する。

## 2.4 個人基本データ検索

検索には個人 ID の認証が必要である。

利用者本人については、個人基本データベース内の項目の検索が可能である。

他人の個人基本データをどこまで検索可能とするかについては検討が必要である。

## 2.5 個人作成データベース項目

表 2:個人作成データベース項目

| 種類         | 種別 | 備考        |
|------------|----|-----------|
| データ ID     | 必須 | システムが付与   |
| 作成日        | 必須 | システムが付与   |
| 作成者(個人 ID) | 必須 | システムが付与   |
| タイトル       | 必須 |           |
| 要約         | 必須 |           |
| 本文テキスト     |    |           |
| 画像等ファイル    |    |           |
| 公開対象者      | 必須 | 省略時は無制限   |
| 公開期間       | 必須 | 省略時は無制限   |
| 期間後の扱い     | 必須 | 省略時は非公開保存 |

表 2 に個人作成データベース項目を示す。

一つの個人作成データには、データ ID、作成日[11]、作成者(個人 ID)、タイトル、要約、公開対象者、公開期間、期間後の扱いを必須とする。データ ID、作成日、作成者(個人 ID)はシステムが付与する。

データのコンテンツとしては、本文テキストと画像等ファイルとする[12]。

データの内容は原則として自由であるが、商売や、賭博等の違法行為は禁止とする。

データ単位で公開対象者と公開期間と期間後の扱いを設定できる。公開対象者は、個人 ID やグループ指定とする。グループはたとえば「法定相続人」のように戸籍から自動的に決められるものだけでなく、利用者による設定も可能とする。年月日あるいは死亡等のイベントを起点あるいは終点とした公開期間の設定ができる。公開期間が過ぎたものは、非公開保存、特定場所保存、廃棄等の設定が可能とする。

## 2.6 個人作成データ登録

希望者は個人 ID の認証を行いデータ登録が行える。死亡あるいは日本国籍喪失時まで登録、変更が可能である。

## 2.7 個人作成データ検索

公開対象者が無制限の場合は、誰でも公開期間内のデータを検索できる。利用者が ID 認証してログインしている場合には、公開対象者に設定されているかによって公開期間内のデータの検索が可能となる。

個人作成データは、原則としてネット上で検索できる。

## 3 利用者向け機能例

利用者から見て何ができるか例をあげて説明する。利用者向けの機能は、個人基本データ検索機能、個人作成データ検索機能、個人作成データ登録機能の 3 種類に大別できる。個人基本データ検索機能と個人作成データ登録機能には個人 ID の認証(以下ログインと書く。)が必要である。個人作成データ検索機能に関してはログインした状態としていない状態で表示内容が異なる。ここでは、システムの中核的な機能である個人作成データ検索機能から説明する。

### 3.1 個人作成データ検索機能(ログインしない状態)

個人作成データを検索する。ログインしない状態では、公開対象が無制限であり、公開期間内のデータが検索対象となる。簡易検索と詳細検索が可能である。図 2 に検索画面例を示す。

簡易検索ではキーワード検索ができる。詳細検索では、キーワード検索に加えて、本籍地(都道府県等)や作成年月での絞り込みが可能である。

「画像」を選択すると画像の検索に切替えることができる[12]。

- 簡易検索 - 画像

キーワード

- 詳細検索 -

キーワード

作成年月   から

本籍地

図 2:検索画面例

図3は「杉本町」でキーワード検索した場合の検索結果一覧画面例である。検索結果が適度順や作成日順等に出力される。タイトル、要約、作成者、日付、公開対象者、公開期間が表示される。

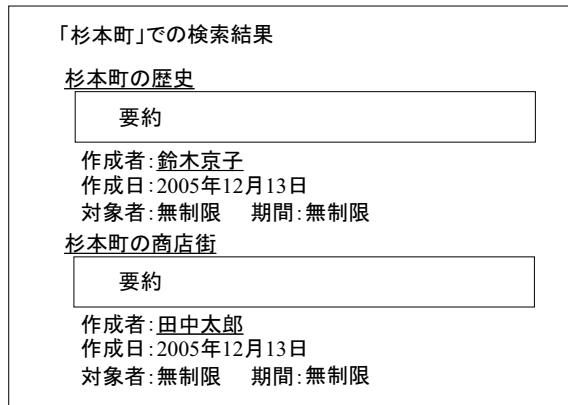


図3:検索結果一覧画面例

図3でタイトルを選択すると詳細画面が表示される。本文テキスト、画像等、作成者、作成日、公開対象者、公開期間が表示される。詳細画面例を図4に示す。

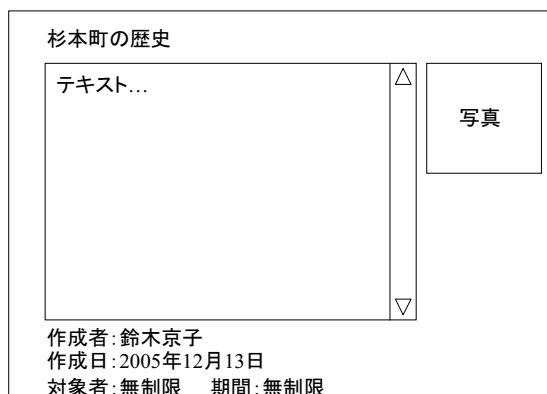


図4:詳細画面例

検索結果一覧画面や詳細画面で作成者を選択すると、該当者の作成したデータ一覧が個人作成データ一覧画面に表示される(図5参照)。該当者の作成した別のデータを検索できる。

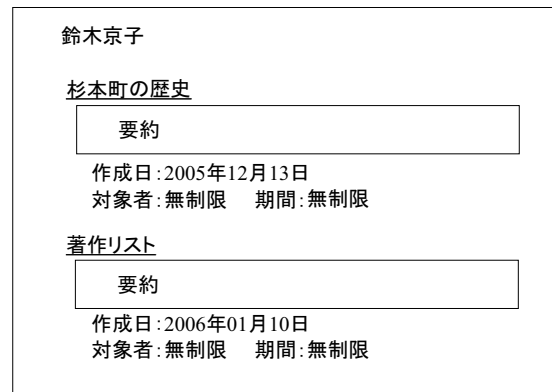
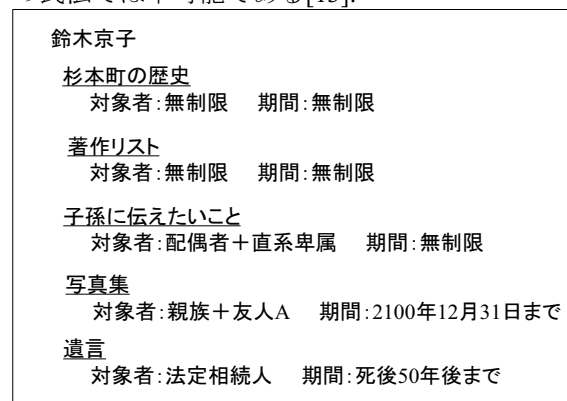


図5:個人作成データ一覧画面例  
(ログインしない状態)

### 3.2 個人作成データ検索機能 (ログイン状態)

利用者が公開対象者に指定されている、公開期間内のデータが表示対象となる。検索画面例(図2)はログインしていない状態と同じである。検索結果一覧画面と詳細画面と個人作成データ一覧画面は、ログインしていない状態とほぼ同じであるが、公開対象と公開期間によって表示されるデータが異なる。

図6の個人作成データ一覧画面例では、一番目と二番目が公開対象、期間ともに無制限のデータである。これらは、図5にも表示されている。三番目以降が、公開対象と期間を設定したデータである。たとえば戸籍内容から「法定相続人」「親族」「直系卑属」というグループを設定できる。「友人A」は個人ID指定によるグループである。ただし最後の例の「遺言」は現在の民法では不可能である[13]。



注) 画面の都合で作成日と要約は省いている。

図6:個人作成データ一覧画面例  
(ログイン状態)

### 3.3 個人基本データ検索機能

ログインするとログイン初期画面が表示される(図7参照)。

|                |
|----------------|
| 鈴木京子           |
| <u>個人基本データ</u> |
| <u>個人作成データ</u> |

図 7:ログイン初期画面例

ログイン初期画面(図 7)で個人基本データを選択すると、利用者本人の個人基本データ画面に出生地、本籍地、性別、生年月日等が表示される(図 8 参照)。

続柄としてどこまで表示するか等、表示内容については検討が必要である。氏名を選択すると該当者の個人基本データの一部を表示できる。

|  |
|--|
| 氏名:鈴木 京子(すずき きょうこ)                                       |
| 性別:女<br>生年月日:1970年1月1日                                   |
| 出生地:大阪府大阪市〇〇区〇〇1-1-1<br>本籍地:大阪府大阪市△△区△△2-2-2             |
| 父:鈴木 太郎(すずき たろう)<br>母:鈴木 花子(すずき はなこ)<br>子:田中 裕子(たなか ゆうこ) |

図 8:個人基本データ画面例

### 3.4 個人作成データ登録機能

ログイン初期画面で個人作成データを選択すると、個人作成データの新規作成、編集、削除が可能である。個人作成データ一覧画面は、検索時とほぼ同じである(図 6 参照)。図 9 の個人作成データ登録画面例は図 4 に対応する入力例である。

利用者は死亡あるいは国籍喪失までデータ登録が可能である。

|      |                            |
|------|----------------------------|
| タイトル | 杉本町の歴史                     |
| 要約   | 大阪市住吉区杉本町の歴史を調べ...         |
| 本文   | テキスト...<br>[画像ファイルの配置等を含む] |
| 対象者  | 無制限                        |
| 期間   | 無制限                        |

図 9:個人作成データ登録画面例

## 4 検討課題

本構想を実現するには技術面や社会面等非常に多くの検討課題が存在するが、概念設計の途中であり課題を網羅することは難しい。ここでは現在想定される検討課題のいくつかを抽出する。4.1 では変更が必要な現在の法律について述べ、4.2 で法律以外の課題について述べる。

### 4.1 現在の法律との関連

本構想では新しい法律の作成が必要であるが、現在の法律で変更が必要と想定されるものを述べる。

#### (1) 組織

国の機関、独立行政法人、地方自治体等、どのような組織で運営するかによって関わる法律が異なってくる。

#### (2) 個人基本データ

戸籍との連携には戸籍法の変更が必要である。

#### (3) 個人作成データ

個人作成データに関しては、通常の Web と同様に、著作権、肖像権、名誉毀損、わいせつ物陳列、個人情報保護等の諸問題がある。原則として通常の Web と同様に扱えばよいと思われるが、場合によっては、著作権法、民法、刑法の変更が必要であろう。また、公開対象者や期間を限定している場合に、名誉毀損罪等の要件である「公然と」が成立する範囲を検討する必要があると思われる。

#### (4) 遺言

民法 960 条において本構想の方式による遺言は認められない。

### 4.2 法律以外の課題

#### (1) 個人 ID

永久保存のためには、個人 ID の桁数や、各データ項目のサイズをどの程度に設定すればよいか。

## (2) ファイル形式と容量

登録や保存の容易性や容量等を考慮して、当面はテキストと画像等のファイルが妥当であると考えられるが、具体的な形式については検討が必要である。たとえば、テキストにハイパーテキストを含むのか、言語や文字コードはどうするのか。各種ファイルは画像、音声、動画等が考えられるが、その形式はどうするのか。それらを再生するアプリケーションソフトをどのように指定するか。また、ファイル容量の制限をどの程度にするか。

## (3) 保存方法

ファイル再生ソフトも含めて定期的なバックアップを行う必要がある。

## (4) 見せたくない心理

配偶者、直系血族は現在の法律でも特別な事由なく戸籍謄本を取得できるが、若干手続きが面倒なために見られずにすんでいたこともある。アクセスが容易になることによる見せたくない心理の負荷が増すかもしれない。

## (5) 残してほしくない心理

他人が残したデータの内容で、法律上の問題はないが、残してほしくないデータもあるだろう。作成者が生きている場合は削除や非公開を求める等が可能である。作成者が死亡している場合は、非公開の可否や方法を検討する必要があるだろう。

## (6) 不正アクセス

データが改竄される可能性がある。特に本システムにおける遺言が将来法的に認められるとして、改竄された場合には深刻な問題となるであろう。

## (7) セキュリティ

個人情報が流出する可能性がある。また、データが犯罪告発等の内容の場合、個人や関係者の身の安全に関わる場合がある。すべてをネット上で検索可能とするのではなく、非公開、特定場所での公開などの検討が必要である。

## (8) コストとニーズ

開発と維持管理にどの程度のコストがかかるだろうか。そのコストに見合ったニーズはあるだろうか。

## 5 おわりに

個人の生きた記録と個人の作成したデータを永久保存する「日本国民のパーソナルアーカイブ構想」を述べた。そのコンセプトは、日本国籍を持つ個人が個人の登録したいデジタルデータを登録することである。

身内や親しい知人にとっては、思い出やメッセージを受け継ぐために、子孫にとっては先祖のことを知るために、後世の人間にとっては歴史的な資料として利用するために、貴重なデー

タとなりうる。また、個人にとっては、先祖から子孫につながる自己の存在を確認でき、出版よりも気軽に後世にメッセージを残すことができる。これらは消滅の恐怖を減じるための癒しの効果もあるだろう。

戸籍等と連携することにより多彩な機能が実現できるが、個人情報保護等の観点から、提供するサービスには検討が必要である。

なお、本稿では戸籍を検討する上で対象を日本国民と限定したが、他国にも同様のシステムができて連携できればよいと考えている。

## 注

[1] 戸籍法施行規則 88 条 4 項による。

[2] 国立国会図書館法 24 条による。

[3] <http://warp.ndl.go.jp/>

[4] ただし、この前提は本稿では検証しない。

[5] 外国人も含めて「住民」という概念を採用するという考え方もあるが、人間の同定には国籍（日本の場合は戸籍）を利用するのがよいと考えている。

[6] いわゆる国民総背番号制に相当するが、生存する人間だけでなく死亡した人間の個人 ID の保持が必要である。

[7] 乳幼児や痴呆状態の場合代理を許すかどうか検討が必要であろう。

[8] 出生届等の各種届出書類の記載内容を参考とした。

[9] データベース化にはそのほうが望ましいという理由以外に、現在の戸籍法の差別的問題を解消したいという考えに基づいている。

[10] 外国人の場合には外国人登録番号を使用する可能性もある。

[11] 作成日と更新日のどちらにするか検討が必要であるが、一つにする場合は作成日を含む最終更新日付で良い。ただし画面上は「作成」と表示している。

[12] 「音声」や「動画」等の別の種類のファイルがあれば同様に加える。

[13] 民法 960 条では「遺言は、この方式に定める方式に従わなければ、することができない。」と記載されている。